

質 問 回 答 書

令和3年8月20日

各 位

施工担当課・係

水道施設課 施設配水係

工事名 小田中第1水源導水管更新工事（第6工区）その1

上記工事の公告内容に対する質問について、下記のとおり回答する。

（なお、「質問事項」欄は質問書原文のまま掲載）

番号	質 問 事 項	回 答
1	入札時に見積設計書と主要資材等単価一覧表（様式14号）を添付する事とありますが、低入札を行わない場合（87.1%以上で入札）でも両方の添付が必要でしょうか。 この場合、見積設計書（低入札の場合の調査資料）に代わり、様式15号を使用してもよいでしょうか。 なお、見積設計書が必要であれば、独自の様式でよいでしょうか。	建設工事に係る入札制度の改正に伴い、入札方式を変更しています。 低入札調査価格制度の対象となる入札案件においては、入札金額内訳書（様式15号）に代えて、公告 5 入札方法等①②に示す資料を添付することとしています。 設計図書に入っている様式15号については、使用しないでください。 なお、添付する見積設計書の様式については、独自様式で構いません。 また、低入札調査価格の設定方法等も変更になっていますので、工事に関する低入札調査価格制度の取扱い要領、津山市建設工事入札ガイドライン等も併せてご確認ください。
2	積算上の工種区分・施工地域区分・適応単価年月日をお示してください。	工種区分：開削工事及び小口径推進工事 施工地域区分：一般交通影響あり① 適応単価年月日：令和3年6月1日
3	公告 6 総合評価落札方式に関する事項（1）入札の評価に関する基準で①企業の施工実績の評価基準でいう、水道施設工事とは建設業法でいう工事が対象と考えてよいか。	水道局発注の工事では、水道法第3条第8項の水道施設（水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設）と解釈いただきたい。

質 問 回 答 書

令和3年8月20日

各 位

施工担当課・係

水道施設課 施設配水係

工事名 小田中第1水源導水管更新工事（第6工区）その1

上記工事の公告内容に対する質問について、下記のとおり回答する。

（なお、「質問事項」欄は質問書原文のまま掲載）

番号	質 問 事 項	回 答
4	工事積算条件として採用されている積算基準年度、経費年度、適用単価年月日、間接工事費の施工地域補正区分、一般管理費等における前払い金支出割合、契約保証の方式についてご明示をお願い致します。	積算基準年度：令和3年度 経費年度：令和3年度 適用単価年月日：令和3年6月1日 施工地域補正区分：一般交通影響あり① 前払い金支出割合：4割以内 契約保証の方式：発注者が金銭的保証を必要とする場合
5	第7号明細表 推進工において、泥水処分の出典元及び運搬距離等条件の詳細について、ご教示をお願い致します。	国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）平成24年度版の泥水運搬工を参考にしています。 第145号表の運転手（一般）は6.5人、軽油は520リットルを見込んでいます。 条件については、DID区分：有り、運搬距離（km）60.0以下を見込んでいます。
6	第12号明細表 立坑工（No.1発進）は昼間施工となっておりますが、下位の第205号表よりコンクリート殻（無筋）運搬工においては夜間単価と変わっています。昼夜間施工区分をご明示願います。	第205号表のコンクリート殻（無筋）運搬工の施工区分については、夜間施工です。 第218号表 コンクリート殻（無筋）運搬工の名称に「夜間」を追記してください。
7	第12号明細表 立坑工（No.1発進）は昼間施工となっておりますが、下位の第165号表土工のうち、アスファルト殻運搬工（昼）運搬距離4.1kmとなっておりますが、下位の第222号表より発生土運搬費・産業廃棄物の処理費が共に夜間単価また、運搬距離8.7kmに変わっています。昼夜間施工区分及び運搬距離区分をご明示願います。	第222号表のアスファルト殻運搬工の発生土運搬費、産業廃棄物の処分費については、夜間単価です。 種別の運搬距離4.1kmの表記のみが誤りのため、「8.7km」に修正してください。 第165号表の1 アスファルト殻運搬工の名称に「夜間」を追記、規格の運搬距離4.1kmを「8.7km」に修正してください。

質 問 回 答 書

令和3年8月20日

各 位

施工担当課・係

水道施設課 施設配水係

工事名	小田中第1水源導水管更新工事（第6工区）その1
-----	-------------------------

上記工事の公告内容に対する質問について、下記のとおり回答する。

（なお、「質問事項」欄は質問書原文のまま掲載）

番号	質 問 事 項	回 答
8	第12号明細表 立坑工（No.2到達）夜間において下位の第168号表土工のうち、夜間アスファルト殻運搬工の運搬距離4.1kmとなっていますが、下位の第232号表では運搬距離8.7kmに変わっています。運搬距離区分をご明示願います。	第232号表の発生土運搬費の運搬距離は8.7kmです。 種別の運搬距離4.1kmの表記のみが誤りのため、「8.7km」に修正してください。 第168号表の1 夜間アスファルト殻運搬工の規格の運搬距離4.1kmを「8.7km」に修正してください。
9	前記をふまえ、コンクリート殻・アスファルト殻の運搬距離（4.1km、8.7km）の区分及び処分費の昼夜間区分をご教示をお願い致します。	コンクリート殻（無筋）運搬工の運搬距離は4.1kmで処分費は昼間単価です。 アスファルト殻運搬工の運搬距離は8.7kmで処分費は夜間単価です。
10	夜間施工の場合の生コンクリートプラント・アスファルト合材プラント稼働・出荷における夜間割増し等はお見込みでしょうか。ご教示をお願い致します。	見込んでいません。
11	第17号明細表 交通誘導員においての、交通整理員は交通誘導員と置き換えて考えてよろしいか。	お見込みのとおりです。